

福岡大学医学部RI施設放射線障害予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)及び関連法令に基づき、福岡大学(以下「本学」という。)の医学部RI施設(以下「RI施設」という。)における放射性同位元素又は放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)についての取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、RI施設の放射線施設又は管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄の作業をいう。
- (2) 「放射線業務従事者」(以下「業務従事者」という。)とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、第9条に定める福岡大学医学部RI施設運営小委員会(以下「運営小委員会」という。)において業務従事者に認定されたものをいう。
- (3) 「一時立入者」とは、業務従事者以外の者でRI施設の保全、見学等で放射線作業以外の目的のために一時的に管理区域に立ち入るものをいう。
- (4) 「管理区域」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第1条第1号に定める区域をいう。
- (5) 「放射線施設」とは、施行規則第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

(他の規程との関連)

第4条 放射性同位元素等の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次に掲げる規則その他保安に関する規程の定めによる。

- (1) 福岡大学放射線障害防止委員会規則
- (2) 福岡大学緊急事態対応規程(以下「緊急事態対応規程」という。)
- (3) 福岡大学防火・防災管理規程
- (4) 福岡大学衛生委員会規程

(細則等の制定)

第5条 学長は、法及びこの規程に定める事項の実施について、次に掲げる規程等を定めるものとする。

- (1) 福岡大学RIセンター規程
- (2) 福岡大学RIセンター運営委員会及び各施設運営小委員会規程
- (3) 福岡大学医学部RI施設使用規程（以下「使用規程」という。）
(遵守等の義務)

第6条 業務従事者及び一時立入者は、第11条に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 学長は、第10条に定める施設長及び第11条に定める主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 学長は、第9条に定める福岡大学RIセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び運営小委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。
- 4 理事長は、学長が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 RI施設における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図1のとおりとする。

(放射線障害防止委員会)

第8条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するため、放射線障害防止委員会を置く。

- 2 委員長は、学長が兼務する。
- 3 委員会の構成及び運営については、福岡大学放射線障害防止委員会規則の定めるところによる。

(運営委員会及び運営小委員会)

第9条 RI施設の円滑な運営を図るため、運営委員会及び運営小委員会を置く。

- 2 委員の任命及び委員会の運営については、福岡大学RIセンター運営委員会及び各施設運営小委員会規程の定めるところによる。

(施設長)

第10条 RI施設に、施設長を置く。

- 2 施設長は、学長が任命する。
- 3 施設長は、放射線施設の管理業務を総括する。
- 4 施設長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。
- 5 施設長は、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

(放射線取扱主任者等)

第11条 RI施設に、主任者を置く。

- 2 学長は、放射線障害の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する本学職員のうちから主任者を選任しなければならない。
- 3 学長は、主任者の職務を補佐させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する本学職員のうちから放射線取扱副主任者(以下「副主任者」という。)を選任することができる。
- 4 主任者及び副主任者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 学長は、主任者が出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、副主任者にその期間中当該職務を代行させる。
- 6 学長は、主任者及び副主任者のいずれもが出張、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中当該職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する本学職員のうちから主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。
- 7 前項の規定により選任した場合において、主任者及び副主任者がその職務に復帰したときは、学長は、代理者を解任する。ただし、主任者及び副主任者のいずれもが30日以上職務を行えない場合にあつては、原子力規制委員会に代理者の選任の届出をし、解任した場合にあつては、解任の届出をしなければならない。
- 8 学長は、選任されている主任者及び副主任者に対して法で定められた次の期間ごとに、定期講習を受講させなくてはならない。
 - (1) 主任者又は副主任者の選任日から1年以内(ただし、選任日の前1年以内に受講した者は、その講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内)
 - (2) 主任者又は副主任者の選任後、定期講習を受講したものにあっては、前回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内
- 9 主任者は、業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該業務従事者の業務を制限し、又は許可を取り消すことを施設長に勧告することができる。

(主任者の職務)

第12条 主任者は、RI施設における放射線障害の防止に関し、次に掲げる事項について指導監督を行うほか、施設長への意見の具申を行う。

- (1) この規程及び使用規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上必要な計画作成への参画
- (3) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 法に基づく申請、届出、報告の確認・審査
- (6) 立入検査等の立会い
- (7) 異常及び事故の原因調査への参画
- (8) 学長及び施設長に対する意見の具申
- (9) 施設、使用状況等及び帳簿、書類等の確認・審査

- (10) 業務従事者への監督・指導
 - (11) 関係者への助言、勧告及び指示
 - (12) 運営小委員会の開催の要求
 - (13) その他放射線障害防止に関する必要事項
- (安全管理責任者)

第13条 RI施設に、安全管理責任者を置く。

- 2 安全管理責任者は、放射線管理に関する業務を総括する。
 - 3 安全管理責任者は、施設長が指名する。
 - 4 安全管理責任者は、総括した結果を施設長に報告しなければならない。
- (安全管理担当者)

第14条 放射線管理業務を行うため、安全管理担当者を置く。

- 2 安全管理担当者は、安全管理責任者が指名する。
 - 3 安全管理担当者は、安全管理責任者との連携を密にし、次の業務を行う。
 - (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
 - (2) 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
 - (3) 放射線測定器の保守管理
 - (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
 - (6) 業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
 - (7) 業務従事者等に対する健康診断計画の立案及びその実施
 - (8) 放射性廃棄物の保管管理及びそれらの処理に関する業務
 - (9) 前各号に掲げる業務に関する記帳・記録の管理及びその保管
 - (10) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務
 - (11) その他放射線障害防止に必要な業務
- (施設管理責任者)

第15条 施設管理責任者は、放射線施設の維持及び管理を総括する。

- 2 施設管理責任者には、財務施設部長があたる。
- (施設管理担当者)

第16条 施設管理業務を行うため、施設管理担当者を置く。

- 2 施設管理担当者は、施設課の事務職員のうちから施設管理責任者が指名する。
- 3 施設管理担当者は、主任者及び施設管理責任者との連携を密にし、次の業務を行う。
 - (1) 施設の保守管理及び設備の運転・保守管理に関する業務
 - (2) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
 - (3) 放射線施設の維持管理及び点検に関する業務

(取扱責任者)

第17条 RI施設を利用する業務従事者グループごとに取扱責任者を置く。

- 2 取扱責任者は、放射性同位元素等の安全な取扱いについての知識及び技能に習熟する者でなければならない。
- 3 取扱責任者は、業務従事者に対し放射性同位元素等の取扱いについて適切な指示を行うとともに、第39条第2項第1号から第5号までの記帳を行い、主任者に報告しなければならない。
- 4 取扱責任者は、次条に定める業務従事者として登録されなければならない。

(業務従事者の登録等)

第18条 業務従事者は、所定の手続を経て、登録されなければならない。

- 2 前項の登録にあたっては、使用規程に基づき、運営小委員会の認定を得なければならない。
- 3 施設長は、前項の認定を行うにあたり、業務従事者として申請した者に対し第36条に定める教育及び訓練並びに第37条に定める健康診断を安全管理責任者に実施させ、その結果を照査しなければならない。
- 4 施設長は、業務従事者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該業務従事者の業務を制限し、又は認定を取り消すことができる。
- 5 業務従事者の登録及び認定に関しては、前各項の規定によるほか、使用規程の定めるところによる。

(産業医)

第19条 産業医は、第37条に定める健康診断を実施する。

第3章 管理区域

(管理区域)

- 第20条 学長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。
- 2 前項で指定する管理区域は、使用規程による。
 - 3 放射性同位元素は、管理区域以外で使用、保管並びに貯蔵してはならない。
 - 4 安全管理責任者は、業務従事者及び一時立入者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第21条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域への立入り及び退出、取扱等を記録すること。

- (3) 放射線測定器を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域内において飲食、喫煙等内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと。
 - (5) 業務従事者は、安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (6) 一時立入者は、安全管理責任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (7) 専用の作業衣、作業靴その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
 - (8) 放射性同位元素を体内摂取し、又はそのおそれがあるときは、直ちに安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - (9) 退出する場合は、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは、安全管理担当者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取ること。汚染除去が困難なときは、安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 2 安全管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 維持及び管理

(巡視、点検)

第22条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、施設管理担当者及び安全管理担当者に、使用規程に従い定期的に放射線施設の巡視、点検を行わせなければならない。

- 2 施設管理責任者及び安全管理責任者は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(定期点検)

第23条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、施設管理担当者及び安全管理担当者に、別記の点検項目、点検頻度について使用規程に従い定期的に点検を行わせなければならない。

- 2 施設管理責任者及び安全管理責任者は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ点検を終えたときは、その結果を相互に通知しなければならない。
- 4 安全管理責任者は、第1項の点検を終え、又は前項の通知を受けたときは、自ら実施した点検の結果及び施設管理責任者に係る点検結果を取りまとめて、施設長に報告しなければならない。
- 5 施設長は、前項の報告のうち、施設長、施設管理責任者又は安全管理責任者で対処できない異常については、学長に報告しなければならない。

(安全管理点検)

第24条 安全管理責任者は、使用規程に従い、安全管理担当者に放射線測定器類及び安全管理用具等の点検を実施させなければならない。

- 2 安全管理責任者は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、施設長に報告しなければならない。
- 3 施設長は、前項の報告のうち、施設長又は安全管理責任者で対処できない異常については、学長に報告しなければならない。

(修理、改造)

第25条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ所管する設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、相互に協議の上、その実施計画を作成し、主任者及び施設長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りではない。

- 2 施設長は、前項本文の承認を行おうとする場合において必要と判断したときは、その安全性、安全対策等について運営小委員会に諮問するものとする。
- 3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を経て施設長に報告しなければならない。
- 4 施設長は、前項の報告を受けたときは学長に報告しなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りではない。

第5章 使用

(非密封放射性同位元素の使用)

第26条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、主任者の指示のもと、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、主任者は、1日最大使用数量を超えて使用していないことを確認しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素の使用は、使用規程に従って作業室において行い、許可使用数量を超えないこと。
- (2) 給排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (3) 吸収剤、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- (4) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (5) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (6) 放射線に被ばくする時間をできるだけ短くすること。
- (7) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (8) 作業室から退出する場合は、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用してい

る物の汚染を検査し、汚染があったときはこれを除去すること。

- (9) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
 - (10) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
 - (11) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止を講じること。
 - (12) 作業室では飲食及び喫煙を行わないこと。
- 2 非密封放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、施設長及び主任者の承認を受けなければならない。

第6章 受入れ・払出し、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素の受入れ・払出し)

第27条 放射性同位元素の受入れ又は払出しを希望する者は、使用規程に従い手続をしなければならない。この場合において、主任者は、その放射性同位元素の種類及び数量が許可の範囲内であることを確認しなければならない。

(保管)

第28条 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵室に保管すること。

- 2 貯蔵室にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないこと。
- 3 非密封放射性同位元素を貯蔵室に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。
- 4 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- 5 放射性同位元素の保管数量又は保管個数を定期的に確認すること。

(管理区域における運搬)

第29条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の指示のもと、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(医学部内における運搬)

第30条 医学部内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の指示のもと、前条に規定する措置に加え、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等によりき裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。
- (2) 運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないよう

にすること。

- (3) 運搬物及びこれを積載した車両等に係る1センチメートル線量当量率は、表面について2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、運搬物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。
- (5) 車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限し、必要なときには伴走車を配置すること。
- (6) 監督車を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- (7) 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつけること。
- (8) その他関係法令に基づき実施すること。

(医学部外における運搬)

第31条 医学部外において放射性同位元素等を運搬するときは、施設長及び主任者の承認を受けるとともに、前条に定める措置に加え、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第32条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、次に掲げる事項に従い行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、廃棄施設内の廃棄物保管室に保管廃棄すること。
 - (2) 液体状の放射性廃棄物は、無機廃液及び有機廃液に区分し、それぞれ所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下にして排水すること。
 - (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下にして排気すること。
 - (4) 放射性有機廃液は、専用の廃棄物容器に封入し、廃棄物保管室に保管廃棄すること。
- 2 固体状及び液体状の放射性廃棄物は、廃棄業者に引き渡すことができる。

第7章 測定

(放射線測定器等の保守)

第33条 安全管理責任者は、安全管理に係る放射線測定器等について、常に正常な機能を維持するように保守を行い、測定の信頼性を確保しなければならない。

- 2 測定の信頼性を確保するための措置の具体的な実施計画、記録、その他必要な事項については、測定器点検・校正実施要領に定める。

(場所の測定)

第34条 安全管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次に掲げる事項に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び本施設の境界について、使用規程に従い行うこと。

(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について、使用規程に従い行うこと。

(3) 排気設備の排気口及び排水設備の排水口における放射性同位元素による汚染の状況は、排気又は排水の濃度測定の結果をもって評価すること。ただし、測定が困難な場合は算定により評価すること。

(4) 実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。連続して排気又は排水する場合は、連続して測定すること。

4 前2項の測定は、使用規程に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行わなければならない。

5 測定の結果汚染等が見られた場合は、使用規程に従い除染し、法で定める限度以下であることを確認しなければならない。

6 第2項及び第3項の測定の結果については、測定の都度次の項目について記録し、保存しなければならない。

(1) 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日)

(2) 測定箇所

(3) 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称)

(4) 放射線測定器の種類及び型式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

(7) 測定の結果実施した措置がある場合は、その内容

7 前項の測定結果は、安全管理責任者が5年間、使用規程に従った保管場所に保存する。

(人の測定)

第35条 安全管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対し、使用規程に従って放射線測定

器を用い、次のとおり放射線の量及び放射性同位元素による状況を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 測定は、外部被ばくによる線量、内部被ばくによる線量及び手、足等の人体部位の表面汚染密度について行うこと。
 - (2) 外部被ばくによる線量の測定は、胸部(女子にあつては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
 - (3) 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
 - (4) 人体部位のうち外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、前2号のほか当該部位についても、70マイクロメートル線量当量について行うこと。
 - (5) 外部被ばくによる測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
 - (6) 内部被ばくによる線量の測定は、人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度を測定又は計算により行うこと。ただし、一時立入者については、内部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
 - (7) 手、足等の人体部位の表面の測定は、放射線測定器を用いて行う。この場合において、測定部位が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染されていたときは、使用規程に従いその除去に努めるものとする。
- 2 安全管理責任者は、前項の測定について、次の各号に定めるところにより測定の信頼性を確保しなければならない。
- (1) 前項第2号から第5号までの管理区域に立ち入った者の外部被ばくによる線量の測定については、使用規程に規定する外部の機関に委託して行うこと。
 - (2) 前項第6号及び第7号の測定については、使用規程に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行わなければならない。
- 3 安全管理責任者は、第1項の測定の結果を次のとおり集計して記録する。
- (1) 外部被ばくによる線量の測定結果については、次の項目について記録すること。
 - ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称)
 - ウ 放射線測定器の種類及び型式

- エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
- (2) 内部被ばくによる線量の測定結果については、次の事項について記録すること。
- ア 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日)
 - イ 測定対象者の氏名
 - ウ 測定をした者の氏名
 - エ 放射線測定器の種類及び型式
 - オ 測定方法
 - カ 測定結果
- (3) 手、足等の人体部位の表面の測定結果は、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去できない場合に、次の事項について記録すること。
- ア 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日)
 - イ 測定対象者の氏名
 - ウ 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称)
 - エ 放射線測定器の種類及び型式
 - オ 汚染の状況
 - カ 測定方法
 - キ 測定部位及び測定結果
- 4 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠の可能性のない者を除く。)にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- 5 第3項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- (1) 算定年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 算定した者の氏名(算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称)
 - (4) 算定対象期間
 - (5) 実効線量
 - (6) 等価線量及び組織名
- 6 前項の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠の可能性のない者を除く。)にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を毎年度集計し、次の項目を記録すること。

- (1) 集計年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 集計した者の氏名(集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称)
 - (4) 集計対象期間
 - (5) 累積実効線量(眼の水晶体に係るものについては、眼の水晶体の累積等価線量)
- 7 第3項から前項までの記録は、安全管理責任者が管理室に永久に保存するとともに、記録の都度対象者にその写しを交付する。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

- 第36条 安全管理責任者は、一時立入者及び業務従事者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次に定めるところによる。
- (1) 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア 業務従事者として初めて管理区域に立入る前
 - イ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
 - (2) 前号アにあつては次に掲げる項目及び時間数を、イにあつては次に掲げる項目について実施すること。
 - ア 放射線の人体に与える影響 30分以上
 - イ 放射性同位元素等の安全取扱 1時間以上
 - ウ 法及びこの規程 30分以上
 - エ その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関し十分な知識及び技能を有している者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。この場合において次に定める省略基準に従い、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。
- (1) 他事業所等で前年度の教育訓練の受講歴が確認できる場合
 - (2) 学部又は大学院の講義で前項第2号の項目について、必要な教育を受けていることが確認できる場合
 - (3) 外部機関による教育及び訓練と同様の内容の研修等を受講した場合
 - (4) その他前項第2号の項目について、十分な知識を有していると確認できる場合
- 4 安全管理責任者は、一時立入者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭又は掲示等により実施し、立入り並びに教育訓練に係る記帳を行わなければならない。
- 5 教育及び訓練の項目の内容については、安全管理責任者が施設長と協議の上作成し、運

営小委員会で見直しを行うものとする。

第9章 健康診断

(健康診断)

第37条 安全管理責任者は、業務従事者に対し、次に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立入る前

イ 管理区域に立入った後にあつては6月を超えない期間ごと

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とすること。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次に掲げる部位又は項目について行うこと。ただし、アからウまでの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前は、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、産業医が必要と認めた場合に限る。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

2 安全管理責任者は、前項各号の規定にかかわらず、業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者に対し健康診断を行わなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

3 安全管理責任者は、次に掲げる事項に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、安全管理責任者が使用規程に基づく保管場所に永久に保存するとともに、実施の都度記録の写しを対象者に交付しなければならない。ただし、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第38条 施設長は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合は、主任者及び産業医と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を学長に具申しなければならない。

2 学長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

3 施設長は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、主任者及び産業医と協議し、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第39条 安全管理責任者は、放射性同位元素等の受入れ・払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載する項目は、次のとおりとする。

(1) 受入れ・払出し

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の受入れ又は払出しに従事する者の氏名

(2) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

ア 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法

イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

- (6) 放射線施設等の点検
 - ア 点検の実施年月日
 - イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
 - ウ 点検を行った者の氏名
 - (7) 放射線測定器の信頼性の確保に関する記録
 - ア 第34条及び第35条の測定に用いる放射線測定器の点検又は校正の年月日
 - イ 点検又は校正を行った放射線測定器の種類及び形式
 - ウ 点検又は校正の方法
 - エ 点検又は校正を行った者の氏名(点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適切な実施を確保できる場合にあっては、名称)
 - オ 第35条第2項の規定による管理区域に立ち入った者の外部被ばくによる線量の測定信頼性を確保するための措置の内容
 - (8) 第36条の教育及び訓練
 - ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数
 - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- 3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、安全管理責任者が使用規程に定める保管場所に5年間保存しなければならない。

第11章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第40条 次に掲げる事態の発生を発見した者は、使用規程に従い通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生したとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。
 - ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
 - ウ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
- ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
 - イ 事業所の境界（事業所内の人が居住する区域を含む。）における線量
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき。
- ア 業務従事者 5ミリシーベルト
 - イ 業務従事者以外の者 0.5ミリシーベルト
- (8) 業務従事者について、実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

2 施設長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、学長を経て原子力規制委員会及び所管の労働基準監督署に報告しなければならない。

(地震等の災害時の措置)

第41条 RI施設が所在する地域で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合）、又は放射線施設に火災等の災害が起こった場合、発見者等は、緊急事態対応規程、別図2及び使用規程に定める災害時の連絡体制に従い直ちに通報し、安全管理責任者が別記に定める項目について点検を行い、その結果を施設長及び学長に報告しなければならない。

- 2 施設長は、安全管理責任者及び施設管理責任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。
- 3 施設長は、前2項の点検結果及び講じた応急措置について、学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、施設長の応急措置では対応できない事態に対し、放射線施設の安全管理上必要な予算措置等を講じなければならない。

(危険時の措置)

第42条 前条に定めるもののほか、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合、その発見者は、緊急事態対応規程、別図2及び使用規程に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講ずるとともに、主任者又は関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の事故等により通報を受けた主任者は、直ちに施設長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 3 前項の通報を受けた施設長は、必要な応急措置を講じなければならない。
- 4 施設長は、前項の点検報告及び講じた応急措置について、学長に報告するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 5 RI施設の職員は、災害時の応急作業などの緊急作業に従事しなければならない。

- 6 施設長は、緊急作業に従事する者に対して「緊急時の対応」に関する教育訓練を受けさせなければならない。
- 7 施設長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して第38条と同様の措置を受けさせなければならない。

第12章 盗難防止措置

(盗難防止措置)

第43条 安全管理責任者及び取扱責任者は、放射性同位元素の盗難防止のため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 保管中の放射性同位元素は、所定の貯蔵施設に施錠して保管すること。
- (2) 使用中の放射性同位元素を一時的に使用場所に置く場合は、放射性同位元素を収納した容器をみだりに搬出できないように措置するとともに、その付近には関係者以外の者が立入らないよう措置すること。

(学内の警備)

第44条 学長は、学内について定期的な巡視その他必要な警備上の措置を警備員に行わせなければならない。

(通報)

第45条 管理区域付近において、挙動不審者又は侵入者を発見した者は、直ちに安全管理責任者又は警備員に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた安全管理責任者又は警備員は、緊急事態対応規程に従い、直ちに施設長に連絡しなければならない。
- 3 施設長は、前項の通報により必要があると認めるときは、治安当局に通報しなければならない。

第13章 報告

(定期報告)

第46条 安全管理責任者は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、施設長を経て学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第14章 情報提供

(情報提供)

第47条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、緊急事態対応規程に従い、施設長は主任者と協議の上、企画総務部長を通じて学長に報告しなければならない。

2 学長は、外部に情報提供を行うかを判断し、これを行う場合は施設長に指示し、施設長は主任者と協議の上、情報提供を実施しなければならない。

3 情報提供の方法及び外部からの問合せ対応の方法、提供する情報内容等については、使用規程に従い実施する。

第15章 業務の改善

(業務の改善)

第48条 施設長は、RI施設の放射性同位元素等の使用・管理等に係る安全性を向上させるため、安全管理責任者に、放射線障害防止に関する業務評価を実施させなければならない。

2 施設長は、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、必要に応じて運営小委員会で報告しなければならない。

3 施設長は、必要と判断したときは、学長に対し改善を実施するための予算措置等を要望するものとする。

第16章 雑則

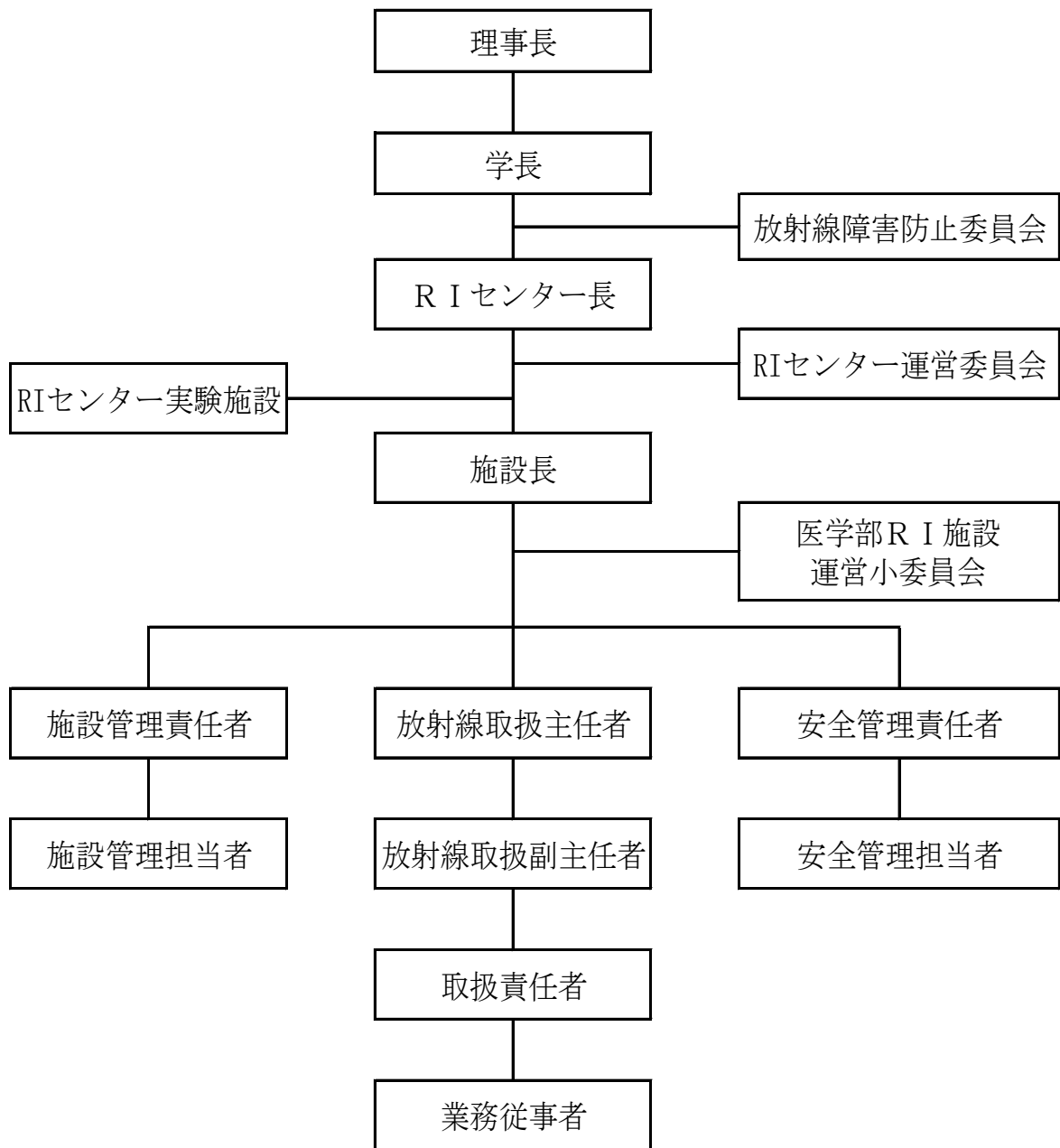
(規程の改廃)

第49条 この規程の改廃は、運営小委員会の議を経てこれを行う。

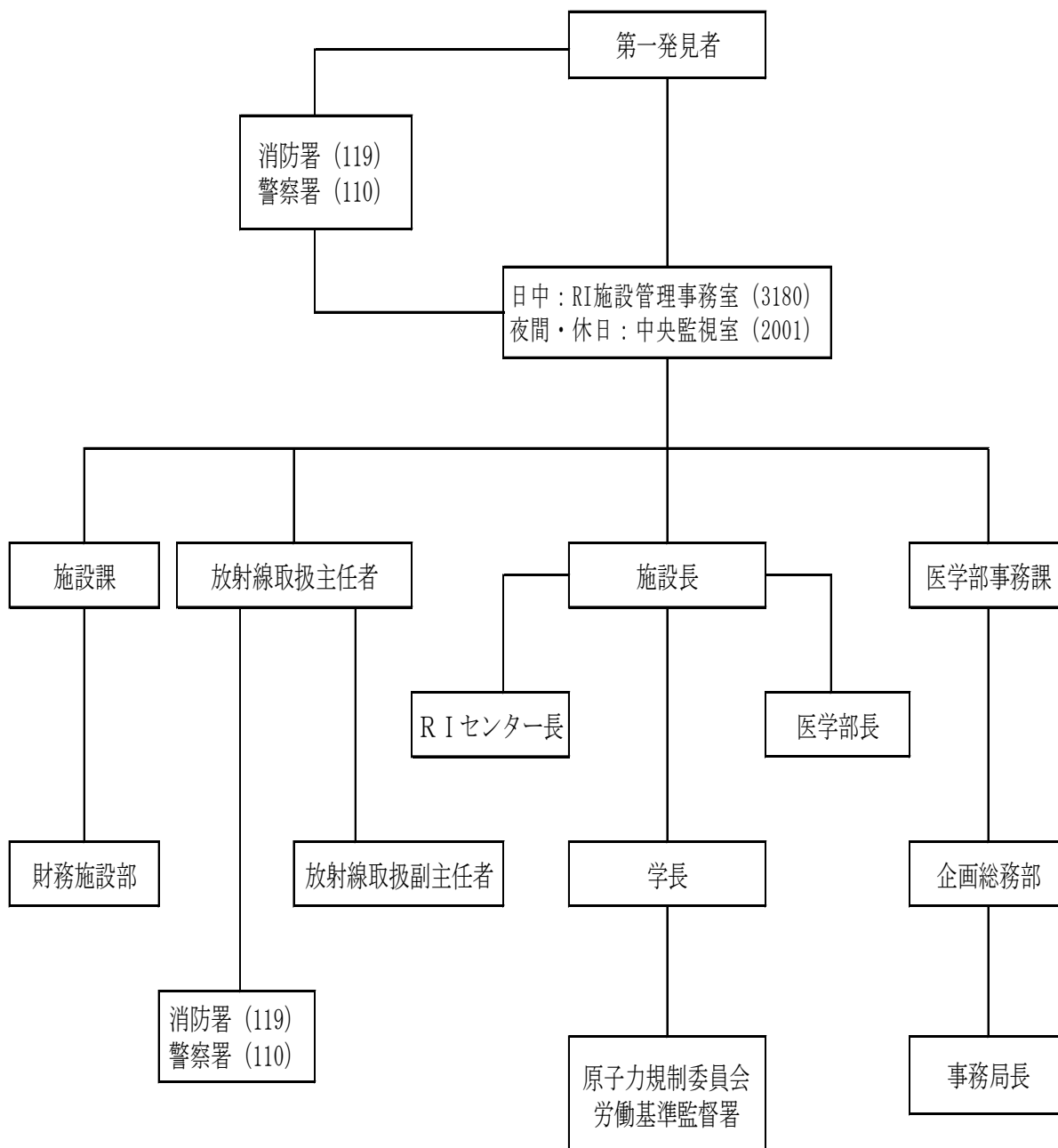
2 この規程を改正した場合は、学長は改正を決定した日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。



別図1 放射線安全管理組織図



別図2 地震等の災害時の連絡体制(第41項第1項、第42条第1項関係)

別記 定期点検(第23条関係)の点検項目は、次のとおりとする。第41条及び第42条の地震等の災害時及び危険時の点検についても同様とする。

| 点検項目 | 点検細目等 | 点検の頻度 (回/年以上) |
|------------------------|---|------------------------|
| 1 非密封放射性同位元素取扱施設 | | |
| 1)位置等 | | 2回/年以上 |
| 地崩れ、浸水のおそれ | 事業所内外の地形、崖のよう壁、河川の堤防等の状況。最近の地崩れ・浸水の発生状況 | |
| 周囲の状況 | 事業所の境界、構内の人の居住区域等の状況 | |
| 2)主要構造部等 | 使用・廃棄施設について耐火構造又は不燃材料造り、貯蔵施設について耐火構造 | 同上 |
| 3)遮蔽等 | | 2回/年以上(測定は12回又は2回/年以上) |
| 施設内の人の常時立ち入る場所、管理区域の境界 | 遮蔽物の破損、欠落等の状況。これらの場所における線量が限度値以下。 | |
| 事業所の境界及び事業所内の人の居住区域 | 同上 | |
| 4)管理区域 | | 2回/年以上 |
| 設置 | 管理区域設置の状況 | |
| 管理区域の境界 | 境界における線量が限度値以下 | (測定は12回又は2回/年以上) |
| 区画物 | 区画物の状況(設置と破損) | |
| 標識等 | 「管理区域」標識の設置、破損・褪色の状況 注意事項掲示の状況(内容、位置等) | |
| 5)汚染検査室 | | |
| 位置等 | 設置位置の状況(使用施設の出入口付近の検査に適した場所) | 2回/年以上 |
| 構造 | 床、壁等の突起、くぼみの状況(目地等の有無、破損、剥離) | 同上 |
| 表面材料 | 表面材料の状況 | 同上 |
| 洗浄設備 | 設置及び給排水の状況 | 同上 |

| 点検項目 | 点検細目等 | 点検の頻度 (回／年以上) |
|--------------|--|------------------------|
| 更衣設備 | 設置の状況 | 12回／年以上 |
| 除染器材 | 設置の状況 | 2回／年以上 |
| 測定器 | 設置及び作動の状況 | 12回／年以上 |
| 標識 | 「汚染検査室」標識の設置、破損・褪色の状況 | 2回／年以上 |
| 6)作業室 | | |
| 構造 | 床壁等について汚染検査室に同じ | 同上 |
| 表面材料 | 汚染検査室に同じ | 同上 |
| フード | 排気設備への連結の状況(空気が適切に吸い込まれているか) | 2回／年以上(面速、負圧等は12回／年以上) |
| 流し | 流し等の破損、漏水等の状況 | 2回／年以上 |
| 換気 | 低レベル側から高レベル側へ適切な風量で排気されている状況 | 12回／年以上 |
| 標識 | 「放射性同位元素使用室」標識の設置、破損・褪色の状況 | 2回／年以上 |
| 7)貯蔵室 | | |
| 貯蔵室 | 主要構造部等の耐火構造、開口部(扉、換気口等)の特定防火設備に該当する防火戸、扉の施錠の状況 | 同上 |
| 貯蔵容器 | 種類、数量の状況 | 同上 |
| 貯蔵能力 | 核種、数量の状況 | 12回／年以上 |
| 標識 | 「貯蔵室」標識の設置、破損・褪色の状況 | 2回／年以上 |
| 8)排気設備 | | |
| 排風機 | 台数、性能(馬力、排风量、静圧)、作動(ベルトのゆるみ、異常音、漏れ等)の状況 | 1回／年以上(静圧、作動等は12回／年以上) |
| 排気浄化装置 | フィルタ等の状況(種類、個数、性能、圧力損失等)、破損、漏れ等の状況 | 同上 |
| 排気管 | 破損、漏れ等の状況 | 2回／年以上 |
| 汚染空気の広がり防止装置 | ダンパーの設置、作動の状況 | 同上 |

| 点検項目 | 点検細目等 | 点検の頻度 (回／年以上) |
|-----------|--|-------------------------|
| 排気口 標識 | 破損、周囲の状況 「排気設備」(排風機、排気浄化装置)、「排気管」標識の設置、破損・褪色の状況 | 同上 |
| 9)排水設備 | | |
| 排水浄化槽 | 個数、容量、作動(バルブ、ポンプ等の作動状況、破損、漏れ等)の状況 | 1回／年以上(作動等は2回／年以上) |
| 廃液処理装置 | 種類、個数、性能等の状況、破損、漏れ等の状況 | 同上 |
| 排水管 | 破損、漏れ等の状況 | 2回／年以上 |
| 標識 | 「排水設備」(排水浄化槽、廃液処理装置)、「排水管」標識の設置、破損・褪色の状況 | 同上 |
| 10)保管廃棄設備 | | |
| 位置等 | 位置、外部との区画、閉鎖の設備の状況 | 2回／年以上 |
| 保管廃棄容器 | 種類、構造、材料、耐水性、受皿・吸収剤等の状況 | 2回／年以上(受皿、吸収剤等は12回／年以上) |
| 標識 | 「保管廃棄設備」、「保管廃棄容器」標識の設置、破損・褪色の状況 | 2回／年以上 |